

青森市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

災害弔慰金については、自然災害により死亡した方のほか、県や市町村が設置する審査会において、被災後の心身の負担等が原因で亡くなったと認定された場合（災害関連死）にも支給されるものであり、市では、これまで国等が示す災害関連死の事例等を参考にしながら判定すること、また、判定が困難な場合には、災害関連死の審査事務を県に委託することにより、適切に対応することとしていた。

このような中、近年、激甚化・頻発化する自然災害の発生状況及び令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震における災害弔慰金の支給に係る審査の状況等を踏まえ、本市においても、今後災害が発生した場合に、より迅速な調査審議を行うため、災害弔慰金の支給に係る審査会を設置することとし、所要の改正をしようとするものである。

2 改正対象条例

- (1) 青森市災害弔慰金の支給等に関する条例
- (2) 青森市特別職の職員の給与に関する条例
- (3) 青森市費用弁償条例

3 改正の内容

- (1) 青森市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金等支給審査会の設置を新たに規定する。
 - 組織等（委員の人数等）
 - 委員の任期、会長・副会長の職務
 - 会議の開催方法 など
- (2) 青森市特別職の職員の給与に関する条例
災害弔慰金等支給審査会委員を新たに追加する。
- (3) 青森市費用弁償条例
災害弔慰金等支給審査会委員を新たに追加する。

4 施行期日

公布の日